普通自転車の歩道通行について

取締りの基本的な考え方

○　自転車の運転者による反則行為のうち、交通事故に直結する危険な運転行為をした場合や、警察官の警告に従わずに違反行為を継続した場合といった、**悪質・危険な行為が自転車の交通違反の取締り対象となります※。**

○　一方で、**単に歩道を通行しているといった違反については、これまでと同様に、通常「指導警告」が行われます。青切符の導入後も、基本的に取締りの対象となることはありません※**。

※　例えば、スピードを出して歩道を通行して歩行者を驚かせ立ち止まらせた場合や、警察官の警告に従わずに歩道通行を継続した場合には、取締りを受ける場合があります。

歩道通行のルール

1　歩道を通行できるとき

自転車は車道通行が原則ですが、次のようなときは、普通自転車は歩道を通行することができます。

「普通自転車歩道通行可」を示す道路標識・道路標示

① 道路標識・道路標示で歩道を通行することができるとされているとき
② 13歳未満若しくは70歳以上の方又は一定の身体障害を有する方が運転するとき
③ 車道又は交通の状況に照らして、自転車の通行の安全を確保するため、自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき※

※　著しく自動車の交通量が多い、車道の幅が狭いなど、事故の危険がある場合

2　歩道を通行するときのルール

(1)　普通自転車で歩道を通行する場合は、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行※しなければなりません。
また、普通自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければなりません。

※　徐行とは、直ちに停止することができるような速度で進行することをいいます。

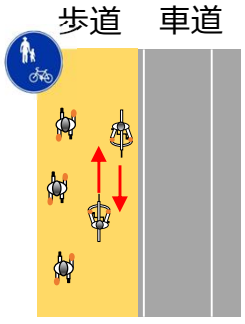

(2)　歩道に「普通自転車通行指定部分」が設けられている場合には、普通自転車通行指定部分を徐行しなければなりません※。

※　ただし、普通自転車通行指定部分については、歩行者がいない場合は、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができます。

普通自転車通行指定部分